

小名浜港海上安全対策協議会 会則

(会則)

第1条 この会は、小名浜港海上安全対策協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、小名浜港及びその境界付近水域（以下「小名浜港」という。）における事故を未然に防止するとともに、事故の発生に際し必要な措置を講じ、もって小名浜港における船舶交通の安全を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 本会の会員は、小名浜港の利用又は管理に関係する別表1の行政機関及び団体若しくは企業（以下「関係機関」という。）の代表者（代表者の指名する者を含む。）ならびに学識技能経験者をもって構成する。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 2名
幹 事 若干名

- 2 役員は、会員の互選とし、任期を2年とする。ただし再選を妨げない。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従って、その職務を代行する。

(部会)

第5条 本会に第2条の目的達成のため、次の部会を置く。

- (1) 異常気象・津波等安全対策部会
- (2) 流木対策部会
- (3) 外国船舶安全対策部会

(会議)

第6条 本会の会議は、総会、役員会及び部会とする。

第7条 会議は、次の事項を審議する。

(1) 総会

- イ 業務の実施並びに計画に関すること。
- ロ 会則の改正に関すること。

ハ その他、会長が必要と認める事項。

(2) 役員会

イ 総会に付議する事項に関すること。

ロ 業務計画の実施に関すること。

ハ その他、会長が必要と認める事項。

(3) 部会

部会の運営及び業務の実施については、別に定めるところによる。

第8条 総会及び役員会の成立は、それぞれ構成員の過半数の出席による。

2 総会及び役員会の議事は、出席者の過半数によって決め、可否同数の場合は、議長が裁決する。

第9条 総会は、毎年1回、会長がこれを召集する。

第10条 役員会は、役員をもって構成し、会長が必要と認めたとき、これを召集する。

第11条 総会及び役員会の議長は、会長とする。

第12条 会員が必要と認めたとき、会長に対して会議の招集を求めることができる。

第13条 緊急に処理を要すると認めた事項については、役員会の決議をもって総会の決議にかえることができる。

(その他)

第14条 本会の庶務担当機関は、福島海上保安部とする。

附則(昭和49.8.27)

1 この会則は、昭和49年8月27日から施行する。

2 小名浜港海上安全対策協議会会則(昭和46年11月2日)は、廃止する。

附則(昭和57.2.23)

この会則は、昭和57年2月23日から施行する。

附則(昭和58.6.27)

この会則は、昭和58年6月27日から施行する。

附則(平成3.8.7)

この会則は、平成3年8月7日から施行する。

附則(平成17.3.1)

この会則は、平成17年3月1日から施行する。

附則（平成19. 12. 28）

この会則は、平成19年12月28日から施行する。

附則（平成22. 7. 9）

この会則は、平成22年7月9日から施行する。